

ちょっとためになる申告の情報をお届けします♪

「リリーフ通信・記帳の教室」

確定申告での必要書類について

皆様こんにちは。確定申告が近づいてきましたので、申告に必要な書類等をお伝えさせていただきます。

セプテムメンバーズの皆様は、個人事業主という形になりますので基本的に確定申告をしなければなりません。今までリリーフ通信でお伝えしたコミッション明細や領収書等は、もちろんですが、それら以外のもので必要になってくるものが下記になります。

①給与、年金等の収入がある方

セプテム以外に収入のある方は、その収入も一緒に申告しなければなりません。セプテム以外の収入として代表的なものは給与や年金です。

給与は給与所得、年金は雑所得として確定申告書に記載をしますが、その金額を確認するために、勤められている会社から受け取る『平成30年分給与所得の源泉徴収票』や、年金を受給している方も年金事務所等から送付される『平成30年分公的年金等の源泉徴収票』が必要となります。これをもとに申告書に記載し、添付して提出しなければなりません。

②保険に関して満期保険金、解約返戻金がある方

生命保険が満期になり満期保険金を受取ったり、解約したことで解約返戻金がある方は、一時所得としてその金額を申告しなければなりません。それらを受取った際に、支払明細書が送られてきます。その明細書に記載されている金額をもとに申告書に記載します。

③所得から差し引かれる金額がある方

国民年金保険料を支払っている場合や、生命保険料を支払っている場合、寄付金（ふるさと納税）を支払っている場合は、申告にあたって所得控除を受けるために、『国民年金の控除証明書』、『生命保険料の控除証明書』、『寄付金の受領証明書』が必要になります。これらに記載されている金額をもとに控除金額を計算して申告書に記載し、添付して提出しなければなりません。

上記に該当する方は早めに確認をしておき、これらの書類を紛失してしまった場合は、その相手先に再発行を依頼して用意しておきましょう。

不明点等がございましたら、リリーフまでお気軽にお問い合わせ下さい。

(株)リリーフ 記帳の教室事業部 担当：丸山豊正

〒462-0819 名古屋市北区平安2-4-68 井元ビル2F

TEL：052-912-2180 FAX：052-912-2182 携帯番号：090-6480-7933

mail：rilief@shimada.ne.jp 携帯mail：b27c4dfdfd7qtq@softbank.ne.jp

お名前

住所 _____

電話 _____

メール _____

【相談内容】